



・上映会「原発の町を追われて・十年」

(2021年11月23日 土合公民館)

埼玉県加須市に避難してきた双葉町の人々のその後十年のドキュメンタリーです。被災から2週間後、スーパーアリーナに2千人が避難してきた。その後、どうなっていくのかを定点観測してきた作品です。

双葉町7千人の2割が廃校となった騎西高校に避難。畑を借りて野菜を作り始めるが、補償金で畑を買えばと陰口をたたかれたりしている現状。

国は10年で補償を終わりにしたい考えだ。オリンピックは全世界に放映されるため福島が復興されていないと困る。福島は聖火リレーのスタート地点なので、周辺

を含め避難解除を早めた。また、復興のシンボルとして新幹線が停車するかのような立派な「双葉駅」を建設した。

双葉町でも農業実証実験を始める。採れた米は政府が買い取るが放射線量の数値は生産者には公表されない。その米の行先は、生産地の表示義務が無いお弁当屋や外食産業や、他地区の米にブレンドされたりすることになるだろう。原発の事故を風化させてはならない。

・第6回 総会 開催

上映会に続き、第6回の総会を開催した。経過報告・活動方針等が審議され、一部修正し承認された。総会の後、運営スタッフ会議にて、共同代表に鯨井さん、会計に細山さん、広報に米倉さんが新たに選出された。



三権分立 (憲法を学ぶーその2)

●三権とは

国会（立法権）、内閣（行政権）、裁判所（司法権）のことです。

この三権が独立し、それぞれ果たすべき役割に徹してお互いがけん制しあうのが三権分立です。これは憲法の重要な原則の一つで、三権の集中を許せば独裁と暗黒政治、戦争に繋がった歴史の反省から確立されています。

●立憲政治の基本原則

三権分立は18世紀の仏の思想家モンテスキューが提唱した民主的立憲政治の基本原則であり、現憲法にもその考えが体系的に組み込まれています。

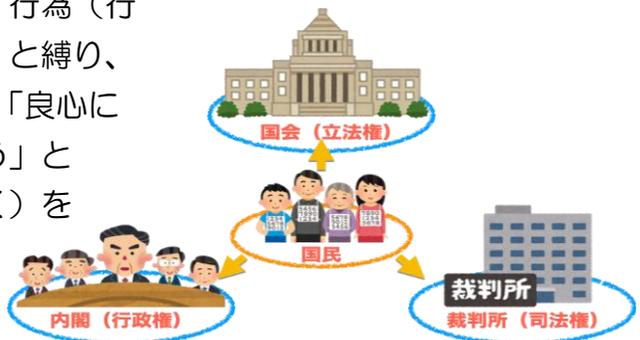
現憲法の98条では「憲法に反する法律（立法）や政令・行為（行政）は効力を有さない」と縛り、司法に対しては76条で「良心に従い独立して職権を行う」と政府への忖度（そんたく）を戒めています。そして81条で違憲審査の

権限を与えて国会や、政府が憲法に正しく基づいて行われているか監視・審査・是正の役割を裁判所に与えています。

●司法が危ない

2015年、集団的自衛権の行使容認に基づく安保法制が強行されました。歴代自民党政権が「集団的自衛権の行使は違憲であり、自衛隊の専守防衛にも反する」と国民に約束してきたことを安倍政権（当時）は破棄してしまいました。

そのため全国23か所で「安保法制違憲訴訟」が行われていますが、裁判所は81条の規定があるにもかかわらず憲法判断を回避しています。これでは司法権の独立とは言えません。



第49回衆議院選挙

— 政権交代のために野党共闘の幅を広げよう —

10月31日投開票だった衆議院選挙。自民党は議席を減らすも、261議席獲得。公明との連立で与党293議席。国民が不利益を被るおかしな制度・法案でも、スムーズに決めていくことができる強固な体制が今回も整ってしまいました。

特にコロナ禍では、国民が苦しんでいても、自分たちとお仲間の「もうけ」ばかり考え、まともに助けようとしないうことがいっそう明らかになりましたから、選挙で「そんなことをやっていたら痛い目に合う」ということをつきつけなければいけなかったのですが…。

今回の衆議院選挙で重要だったのは、やはり「野党共闘」でした。政権に緊張感を持たせるためには、現政権を脅かすくらい力を持った野党が必要です。しかし、今、野党第一党でさえ、そこまでの力を持っていません。それでも政権交代を迫らなければならないひどい政治だからこそ、今は野党が共闘しなければなりません。

しかし、今回の選挙で行われた野党共闘は、全体的には上手くいったと言い難い結果でした。要因の一つとして、「野党共闘」が、立憲民主党と共産党のみのようになっていたことが上げられます。野党間の力関係からとはいえ、立憲、共産だけの動きに見えました。

しかし
実際はやり方を考えれば、もっとふくらみのある共闘を行うことができたと思います。ローカルパーティや市民運動の支援などを入れてもいいのです。そして、重要なのは、本気で政権交代を考えるのでしたら、中道右派にたいしても共闘を求めていくことです。憲法問題等もあり、政策協定もどこまでできるのかというところはあるにせよ、ぎりぎりまで協議し、幅の広い野党共闘を実現してこそ結果に結びつくものだと思います。



(小高真由美)

✂ 切り抜き帳 ✂

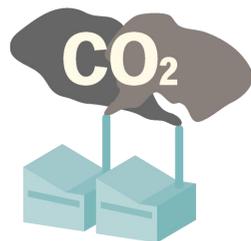
炭素税とは？

「炭素税」は、環境破壊や資源の枯渇に対処する取り組みを促す「環境税」の一種であり、具体的には、石炭・石油・天然ガス及びそれから由来するガソリン(揮発油)、軽油、灯油、重油などの燃料に、炭素の含有量に応じて税金をかけて、化石燃料やそれを利用した製品の製造・使用の価格を引き上げることで需要を抑制し、さらにはその税収を環境対策に利用することにより、地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出量を抑えることを目的としている。

二酸化炭素(CO₂)排出削減に努力した企業や個人が得をし、努力を怠った企業や個人はそれなりの負担をすることになるという、低炭素社会実現への努力が報われるという仕組みでもある。

課税金額が大きいほど化石燃料需要の抑制につながり、削減量は大きくなる。

また省エネルギー技術への投資や開発意欲も向上すると考えられる。



【会の活動報告】

11月23日(火・祝) 上映会「原発の町を追われて・十年」
総会・運営スタッフ会議 土合公民館

【これからの予定】

12月19日(日) 運営スタッフ会議 大久保東公民館



桜区平和を考える会 ホームページ

- ・パソコンでは『桜区平和』で検索
- ・スマホでは右のQRコードから

<http://spa.g1.xrea.com/>
<http://spa.g1.xrea.com/smh/>



振込口座：ゆうちょ銀行
口座番号：00270-8-104990
加入者名：桜区平和を考える会
年会費：1,000円(カンパ大歓迎)
振込手数料はご負担ください

発行：桜区平和を考える会
(連絡先)
090-8588-4966(今井)
090-4433-7092(小高)